

平成30年度

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、高崎経済大学（以下「本学」という。）に在学し、本学の学生団体連絡協議会を構成する学生団体のうち、高崎経済大学体育会に所属するスポーツ団体の学生（以下「体育会学生」という。）に、本学が無利子で奨学金を貸与し、体育会学生の修学及びスポーツ活動を容易にすることを目的とする。

(奨学金の原資)

第2条 奨学金の原資は、糸井ホールディングス株式会社からの寄附金をもって形成された公立大学法人高崎経済大学基金実施細則（平成24年度細則第3号）第2条第2号に定める糸井ホールディングススポーツ活動奨励基金とする。

(奨学金の貸与資格)

第3条 奨学金は、本学に学部学生として在学し、体育会学生であって、人物、学業ともに優れ、かつ、健康であって、大学卒業までにスポーツ活動を継続する強い意志がある者に対して貸与する。

(貸与決定者のうち返還額の半額免除者)

第4条 貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）のうち、群馬県の地域活性化に貢献する意思を持ち、大学卒業後群馬県内に本社を有する企業等（民間企業、地方公共団体、NPO法人、社会福祉法人、農業法人、学校法人等）に就職した者に対しては、当該企業等に在職する期間における返還額の半額を免除する。

(奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金の貸与額は、被貸与者の選択により1月あたり5万円、6万円、7万円又は8万円とする。

2 奨学金は、無利子とする。

(奨学金の被貸与者数)

第6条 奨学金の被貸与者数は、各学年10名を限度とする。

(奨学金の貸与期間)

第7条 奨学金は、貸与の決定のあった日の属する年の4月から貸与するものとし、その貸与する期間は、高崎経済大学学則（平成23年規程第1号。以下「学

則」という。)第8条に規定する修業年限(以下「標準修業年限」という。)を限度とする。ただし、学部学生の2年次、3年次及び4年次に在学する者については、標準修業年限に相当する期間からその者の修業した期間を差し引いた期間を限度とする。

(奨学金の申請)

第8条 新たに奨学金の貸与を受けようとする者は、学則第6条第1項に規定する前期の別に指定する日(以下「指定期日」という。)までに、奨学金申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票

(2) 連帯保証人の印鑑証明書

(3) 体育会学生であることを証明する書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

3 奨学金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)が継続して奨学金の貸与を受けようとするときは、奨学金継続申請書(様式第2号)を指定期日までに理事長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 奨学金の貸与を受けようとする者は、償還能力を有すると認められる連帯保証人を2名定めなければならない。

2 前項の規定による連帯保証人については、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 独立して生計を営む者で、継続安定した収入が見込まれること。

(2) 2名のうち1名は原則父母又はこれに代わる者であり、他1名は父母又はこれに代わる者以外の者であること。

(3) 連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。

3 連帯保証人は、被貸与者と連帯して奨学金の返還義務を負う。

(奨学金の貸与の決定)

第10条 理事長は、第8条の規定による申請があったときは、次条に規定する選考委員会の議を経て奨学金の貸与の可否を決定し、その旨を奨学金(継続)決定通知書(様式第3号)又は奨学金(継続)不承認決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(糸井ホールディングススポーツ活動奨励奨学金選考委員会)

第11条 理事長は、本学に糸井ホールディングススポーツ活動奨励奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、理事長の諮問に応じ、別に定める選考基準に基づき、奨学金の貸与候補者の選考を行う。

3 選考委員会は、次に掲げる委員7名以内で構成する。

(1) 教育担当副学長

(2) 事務局長

(3) 学生部長

(4) 教育グループリーダー

(5) その他理事長が指名する者 3名以内

4 委員長は教育担当副学長をもってあて、副委員長は事務局長をもってあてる。

5 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

8 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 第1項に規定する選考委員会の庶務は、教育グループ学生支援チームが行う。

(奨学金の貸与方法)

第12条 奨学金の貸与は、本学が指定する金融機関を介して行うものとする。この場合において、当該金融機関は、奨学金の貸与を受けようとする者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

2 奨学金は、4か月分を一括して貸与するものとする。

3 奨学金の支払月は、原則、4月（4～7月分）、8月（8～11月分）及び12月（12～3月分）とする。

4 前項の規定にかかわらず、新生及び新生以外の学生が新たに貸与決定を受けた奨学金は、6月以降速やかに貸与するものとする。

(奨学金の貸与の辞退)

第13条 奨学金の貸与の決定を受けた者又は奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金辞退届出書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

2 奨学生が奨学金の貸与を受けることを辞退したときは、辞退した日の属する

月の翌月をもって貸与する期間を終了する。

(異動の届出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金異動届出書(様式第6号)により、直ちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、留学し、又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生又は連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき。
- (4) 連帯保証人の職業又は勤務先に異動があったとき。
- (5) 体育会に所属するスポーツ団体を退部したとき。

2 前項第3号に規定する事項を届け出ようとするときは、同項の届出書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

(奨学金の貸与の停止)

第15条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する学期の翌学期(その日が学期の初日であるときは、その学期)から復学した日の属する学期(その日が学期の初日であるときは、その学期の前学期)まで奨学金の貸与を停止する。

2 理事長は、前項の規定により奨学金の貸与を停止したときは、奨学金停止通知書(様式第7号)により、その旨を奨学生に通知するものとする。

(奨学金の貸与契約の解除)

第16条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、それぞれ当該各号に該当するに至った日の属する学期の翌学期(その日が学期の初日であるときは、その学期)から奨学金の貸与契約を解除することができる。

- (1) 退学又は停学若しくは除籍の処分を受けたとき。
- (2) 修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績又は性向が不良となったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 奨学金の貸与の申請に必要な書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたとき。
- (6) その他第3条に規定する奨学金の貸与資格を失ったとき。

2 理事長は、前項の規定により奨学金の貸与契約を解除する場合において、必要と認めるときは、選考委員会の意見を聴くものとする。

3 理事長は、第1項の規定により奨学金の貸与契約を解除したときは、奨学金契

約解除通知書（様式第8号）により、その旨を奨学生に通知するものとする。

（奨学金の返還額の通知）

第17条 理事長は、奨学生が奨学金の貸与を受けることを終了したときは、速やかに貸与した奨学金の総額を確定し、返還額等の明細を記載した奨学金返還通知書（様式第9号）を被貸与者及び連帯保証人に通知するものとする。

（奨学金の返還）

第18条 被貸与者は、奨学金の貸与が終了した月の翌月（奨学金の貸与の終了が辞退又は契約解除による場合であって、かつ、その者が標準修業年限に相当する期間本学に在学している場合には、当該期間が終了する月の翌月）から起算し1年を経過した後に、元金均等の月賦（特別の理由がある場合を除く。）の方法により奨学金を返還しなければならない。ただし、返還未済額の全部又は一部を返還する場合には、繰上償還をすることができる。

2 奨学金の返還額は、1月あたり2万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条及び第20条第2項に規定する半額免除対象者の奨学金の返還額は、1月あたり1万円とする。

4 奨学金の返還は、原則として本学が指定する金融機関を介して行うものとし、口座振替の方法によるものとする。

（奨学金の返還猶予）

第19条 前条第1項本文の規定にかかわらず、理事長は、被貸与者が標準修業年限に相当する期間を超えて本学に在学しているときは、その在学している期間、奨学金の返還を猶予することができる。

2 前条第1項本文の規定にかかわらず、理事長は、被貸与者が災害その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認めるときは、その理由が継続している期間、奨学金の返還を猶予することができる。ただし、連帯保証人が奨学金を返還することができるかと認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書（様式第10号）に、奨学金の返還猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

4 理事長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに奨学金の返還猶予の可否を決定し、その旨を奨学金返還猶予承認・不承認通知書（様式第11号）により、当該申請者に通知するものとする。

（奨学金の返還免除）

第20条 理事長は、被貸与者が死亡したとき、又は心身の障害により労働能力を喪失し、若しくは労働能力が著しく低下したと認めるとき、その他理事長が特に奨学金の返還を免除する必要があると認めるときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。ただし、連帯保証人が奨学金を返還することができると思われるときは、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定のほか、第4条の規定に基づき被貸与者が本学を卒業した後に、群馬県内に本社を有する企業等（民間企業、地方公共団体、NPO法人、社会福祉法人、農業法人、学校法人等）に就職した場合は、当該企業等に在職する期間における奨学金の返還未済額の半額の返還を免除することができる。ただし、第13条に規定する奨学金の貸与を辞退した者のうち、体育会学生としてのスポーツ活動実績が3年に満たない者及び第16条に規定する奨学金の貸与契約を解除された者については、半額返還免除の対象者から除外するものとする。

3 第1項の規定により、奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式第12号）に、奨学金の返還免除を必要とする理由を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

4 第2項の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金半額返還免除（継続）申請書（様式第13号）に、群馬県内に本社を有する企業等（民間企業、地方公共団体、NPO法人、社会福祉法人、農業法人、学校法人等）に在職していることを証明する書類を添えて、理事長に返還が終了するまで、毎年度申請しなければならない。

5 理事長は、前2項の規定による申請があったときは、速やかに奨学金の返還免除及び半額免除の可否を決定し、その旨を奨学金返還免除・半額免除承認・不承認通知書（様式第14号）により、当該申請者に通知するものとする。

（奨学金の貸与終了後の届出）

第21条 被貸与者が奨学金の返還完了前に死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を理事長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、奨学金の返還完了前に、その者が新たに職業に就いたとき、又はその者若しくは連帯保証人の氏名、住所、職業若しくは勤務先に変更があったときは、奨学金異動届出書により、直ちに理事長に届け出なければならない。

（連帯保証人の変更）

第22条 奨学生又は被貸与者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保

証人変更申請書（様式第15号）に、連帯保証人の収入状況を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに連帯保証人変更の可否を決定し、その旨を連帯保証人変更承認・不承認通知書（様式第16号）により、当該申請者に通知するものとする。

（要綱の見直し）

第23条 この要綱の規定については、社会情勢の変化や奨学金の原資の状況を勘案し、貸与額、被貸与者数及び貸与期間の見直し等所要の措置を講ずるものとする。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第25条 この要綱の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。

附 則（令和3年3月17日第7号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日第2号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日第1号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

奨学金申請書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

住 所

ふりがな  
氏 名

電話 ( )

次のとおり奨学金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

学 生 番 号	—	生年月日	年 月 日生		
入 学 時 期	年 月	修了予定時期	年 月		
本 籍					
貸 与 額	月額 万円	（年間 万円）			
卒業後の 就職希望先	・群馬県内を希望      ・未定      ・群馬県外を希望 ※当てはまる事項を○で囲む				
貸与希望 の理由 ※上記の就職希望先 の理由や卒業後どの ように群馬県の地域 活性化に貢献するの かも記入してくださ い。					
家族の住所等	電話 ( )				
家 族 構 成	氏 名	年齢	続柄	職業又は学校名	収入金額



申請者 本人の 1ヶ月 あたりの 平均 生活費	収入		支出		
	仕送り		食費		
	アルバイト		住居費・光熱費		
	奨学金		交通費		
	その他		書籍・学用品費		
			雑費		
			通信費【携帯代等】		
			預貯金		
			その他		
	合計	円	合計	円	
備考 (授業料の負担、アルバイトをしている人はその内容を具体的に記入すること)					
連帯保 証人①	住所等	電話 ( )			
	氏名 <small>ふりがな</small>		申請者と の関係		
	生年月日	年 月 日生	( 歳)	男・女	
	収入の 状況	勤務先	職業	収入金額	
				前年	当年 (見 込)
				万円	万円
連帯保 証人②	住所等	電話 ( )			
	氏名 <small>ふりがな</small>		申請者と の関係		
	生年月日	年 月 日生	( 歳)	男・女	
	収入の 状況	勤務先	職業	収入金額	
				前年	当年 (見 込)
				万円	万円

所属 団体名		顧問氏名	
活動 日時	毎週 曜日 時頃・毎月 回 ・□不定期(年 回)	月間会合	定例( 回) 臨時( 回)
活動 場所	学内		
	学外		
所属団 体の 連絡先	TEL		
	E-mail (PC)		
	HP		
活動 目的 ・ 活動 内容			
活動 予定	(例) 4月	(例)新歓オリエンテーション(高崎)、春合宿(〇〇県)	
活動 実績	大会名・成績		
	大会名・成績		
	注:新入生は、大学入学前の実績を記入する。 ※上記の大会出場等に関わらず特に強調したい活動実績がある場合は下記に記入する。		

奨学金継続申請書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

住 所

ふりがな  
氏 名

電話 ( )

次のとおり奨学金を継続して受けたいので、関係書類を添えて申請します。

学 生 番 号	—	生年月日	年 月 日生
入 学 時 期	年 4 月	修了予定時期	年 月
本 籍			
現在受けている 貸与の内容	貸与決定番号		
	貸 与 額	月額	万円（年間 万円）
	貸与済期間	年度前期から 年度後期まで	
	連帯保証人氏 名①		
	連帯保証人氏 名②		
継続希望期間	年度前期から 年度後期まで		
貸与希望 の理由			
昨年度の スポーツ活動 の実績報告			
今年度の スポーツ活動 の予定			

（添付書類） 奨学金（継続）決定通知書の写し

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学  
理事長

## 奨学金（継続）決定通知書

さきに申請のありました奨学金（継続）の申請について、次のとおり貸与することに決定しましたので通知します。

貸与決定番号	第 号	
貸与額	月額 万円（年間 万円）	
貸与期間	新規の場合	年度前期から 年度後期まで
	継続の場合	年度前期から 年度後期まで
		※貸与済期間 年度前期から 年度後期まで
月賦返還 予定日	第1回	年 月 日
	最終日	年 月 日
連帯保証人 氏名①		
連帯保証人 氏名②		
備考	<p>奨学金は、高崎信用金庫の口座を介して貸与されますので、下記の書類をお持ちになり、事務局教育グループ学生支援チームまでお越しください。</p> <p>（貸与手続に必要な書類等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この奨学金（継続）決定通知書</li> <li>本人名義の高崎信用金庫の預金通帳</li> <li>高崎信用金庫への届出印</li> </ol>	

様式第4号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学

理事長

奨学金（継続）不承認決定通知書

さきに申請のありました奨学金の申請について、次の理由により不承認と決定しましたので通知します。

理 由	
-----	--

様式第5号（第13条関係）

奨学金辞退届出書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名

次のとおり奨学金の貸与を辞退したいので届け出ます。

辞 退 の 時 期	年 度 （ 前 ・ 後 ） 期 から
理 由	

様式第6号（第14条関係）

奨学金異動届出書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名

次のとおり異動が生じたので届け出ます。

異 動 事 項 (該当箇所に 「○」を記入)	<input type="checkbox"/>	休 学	<input type="checkbox"/>	復 学	<input type="checkbox"/>	転 学	<input type="checkbox"/>	留 学
	<input type="checkbox"/>	退 学	<input type="checkbox"/>	停学その他の処分				
	奨学生又は奨学生であった者の氏名又は住所							
	連帯保証人の氏名又は住所				連帯保証人の職業 又は勤務先			
異動が生じた日	年 月 日							
異 動 内 容								

様式第7号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学  
理事長

奨学金停止通知書

奨学金について、次のとおり貸与を停止しましたので通知します。

奨 学 生	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
停 止 期 間	年（前・後）期から復学した学期（復学した学期が初日であるときは、その学期の前学期）まで	
理 由		
備 考	復学したときは、奨学金異動届出書を提出してください。	



第 号  
年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学  
理事長

奨学金契約解除通知書

奨学金について、次のとおり貸与契約を解除しましたので通知します。

奨 学 生	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
契約解除の時期	年（前・後）期	
月 賦 返 還 日	第 1 回	年 月 日
	最 終 回	年 月 日
理 由		
備 考	<p>転学、退学又は除籍による廃止の場合は、奨学金の貸与に係る変更手続が必要となりますので、連帯保証人と同行のうえ、事務局教育グループ学生支援チームで早急に手続を行ってください。</p> <p>※ 死亡による廃止の場合は、今後の奨学金の返還方法について、本法人事務局と協議していただく必要がありますので、事務局教育グループ学生支援チームにお問い合わせください。</p>	

第 号

年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学

理事長

奨学金返還通知書

貸与した奨学金の返還について、次のとおり通知します。

被貸与者	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
貸与の明細	貸与総額	円
	貸与期間	年 月 から 年 月 まで
	貸与月数	月
返還の明細	返還総額	円
	返還方法	元金均等月賦返還 (本学が指定する金融機関を介して行う口座振替)
	返還額	1月あたり 万円
	返還期間	年 月 から 年 月 まで
	返還月数	月
	ただし、返還未済額の全部又は一部を返還する場合には、繰り上げて返還することができる。	

様式第10号（第19条関係）

奨学金返還猶予申請書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名

次のとおり奨学金の返還猶予を受けたいので申請します。

借 受 額	円	
返 還 済 額	円	
返 還 未 済 額	円	
現在の返還期間	年 月から	年 月まで
返還猶予希望期間	年 月から	年 月まで
理 由		
連帯保証人 ①	住 所	
	氏 名	
連帯保証人 ②	住 所	
	氏 名	

(添付書類) 災害その他やむを得ない理由により奨学金の返還猶予を必要とする場合は、その理由を証明する書類

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学

理事長

承認

奨学金返還猶予 通知書

不承認

次のとおり承認

さきに申請のありました奨学金の返還猶予について、 と決定

次の理由により不承認

しましたので通知します。

現在の返還期間	年 月から 年 月まで
返還猶予申請期間	年 月から 年 月まで
返還猶予承認機関	年 月から 年 月まで
返還猶予承認後の返還期間	年 月から 年 月まで
理由	
備考	承認の場合は、奨学金の貸与に係る変更手続が必要となりますので、事務局教育グループ学生支援チームで早急に手続を行ってください。

様式第12号（第20条関係）

奨学金返還免除申請書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

住 所

氏 名

被貸与者との関係（ ）

次のとおり奨学金の返還免除を受けたいので通知します。

被 貸 与 者	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
借 受 額	円	
月 賦 返 還 額	円	
返 還 未 済 額	円	
理 由		
連 帯 保 証 人 ①	住 所	
	氏 名	
連 帯 保 証 人 ②	住 所	
	氏 名	

（添付書類）奨学金の返還免除を必要とする理由を証明する書類

（注 意）被貸与者が死亡した場合、相続人又は連帯保証人が申請してください。

様式第13号（第20条関係）

奨学金半額返還免除（継続）申請書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

住 所

氏 名

次のとおり奨学金の半額返還免除を受けたいので通知します。

被 貸 与 者	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
借 受 額	円	
月 賦 返 還 額	円	
返 還 未 済 額	円	
理 由	群馬県内に本社を有する企業等に就職したため	
就職先（勤務先）企業等の情報	本社所在地	群馬県
	名称・所属部署	
	電 話	
連 帯 保 証 人 ①	住 所	
	氏 名	
連 帯 保 証 人 ②	住 所	
	氏 名	

（添付書類） 群馬県内に本社を有する企業等に在職していることを証明する書類

様式第14号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学  
理事長

承認  
奨学金返還免除・半額免除 通知書  
不承認

さきに申請のありました奨学金の返還免除・半額免除について、  
次のとおり承認

と決定しましたので通知します。

次の理由により不承認

被貸与者	貸与決定番号	第 号
	住 所	
	氏 名	
貸 与 額	円	
返 還 未 済 額	円	
返還免除承認額	円	
返還免除後の残額	円	
理 由		

様式第15号（第22条関係）

連帯保証人変更申請書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 様

貸与決定番号 第 号

住 所

氏 名

次のとおり奨学金に係る連帯保証人を変更したいので申請します。

旧連帯 保証人	住 所				
	氏 名				
新連帯 保証人	住 所				
	電 話	( )			
	本 籍				
	ふりがな 氏 名		申請者と の関係		
	生年月日	年	月	日生 ( 歳)	男・女
	勤 務 先	名 称			
		所 在 地			
		電 話			
年 収	前 年	万円	当 年 (見込)	万円	
理 由					

※連帯保証人を2名変更する場合は、本申請書を2枚ご使用ください。



様式第16号（第22条関係）

第 号

年 月 日

様

公立大学法人高崎経済大学  
理事長

承認

連帯保証人変更 通知書

不承認

次のとおり承認

さきに申請のありました連帯保証人の変更について、 と決定

次の理由により不承認

しましたので、通知します。

新連帯 保証人	住 所	
	氏 名	
旧連帯 保証人	住 所	
	氏 名	
理 由		
備 考	承認の場合は、連帯保証人変更に係る変更手続きが必要となりますので、事務局教育グループ学生支援チームで早急に手続を行ってください。	